

原案

現行計画の施策体系

基本目標 (4項目)	重点目標 (8項目)	施策の方向性 (20項目)
I 男女共同参画社会づくりに 向けた慣行の見直しと意識の 改革	1 地域における慣行の見直しと 意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の 展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する 教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける 男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域における 男女共同参画に関する教育の推進
II 政策・方針決定過程への 男女共同参画の推進	3 県の政策・方針決定過程への 女性の参画推進と 市町村、企業、団体等に おける取組の促進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の 推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
III 家庭・職場、地域における 男女共同参画の推進	4 仕事と生活の調和 (ワーク・ライフ・バランス)の 推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・ バランス)の理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した 子育てや介護の支援 (3) 男女に均等な雇用環境の整備と能力開発
	5 農林水産業等における 男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 女性の経済的地位向上の促進
	6 地域における 男女共同参画の推進と だれもが 安心して暮らせる環境の整備	(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備
IV 個人の尊厳の確立	7 女性に対する あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の 推進
	8 生涯を通じた 男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

第3次計画の施策体系(案)

基本目標 (4項目)	重点目標 (8項目)	施策の方向性 (22項目)
I 男女共同参画社会づくりに 向けた慣行の見直しと意識の 改革	1 地域における慣行の見直しと 意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の 展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する 教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける 男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における 男女共同参画に関する教育の推進
II ワーク・ライフ・バランスの推進	3 働きやすい環境の整備	(1) ワーク・ライフ・バランスの 理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した 子育てや介護の支援
	4 男女が能力を発揮できる 環境の整備 <b>新設</b>	(1) 男女に均等な雇用環境の確保 <b>能力開発 (職業訓練)</b> (2) 人材育成とネットワークづくり <b>(2)へ 新設</b>
III あらゆる分野における 男女共同参画の推進	5 政策・方針決定過程における 女性の参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の 推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
	6 地域・農山漁村における 男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における政策・方針決定過程 への女性の参画の推進 (2) 農林水産業等における女性の 経済的地位向上の推進 (3) 地域活動における男女共同参画の推進 (4) 防災対策における男女共同参画の推進 <b>(3)から分 離</b> (5) だれもが安心して暮らせる環境の整備
	7 女性に対する あらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止 及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の推進
IV 個人の尊厳の確立	8 生涯を通じた 男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

現行計画の施策体系

基本目標 (4項目)	重点目標 (8項目)	施策の方向性 (20項目)
I 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革	1 地域における慣行の見直しと意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域における男女共同参画に関する教育の推進
II 政策・方針決定過程への男女共同参画の推進	3 県の政策・方針決定過程への女性の参画推進と市町村、企業、団体等における取組の促進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
III 家庭、職場、地域における男女共同参画の推進	4 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の推進	(1) 仕事と生活の調和(ワーク・ライフ・バランス)の理解促進と定着 (2) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 (3) 男女に均等な雇用環境の整備と能力開発
	5 農林水産業等における男女共同参画の促進	(1) 政策・方針決定過程への女性の参画の促進 (2) 女性の経済的地位向上の促進
	6 地域における男女共同参画の推進とだれもが安心して暮らせる環境の整備	(1) 地域における男女共同参画の推進 (2) だれもが安心して暮らせる環境の整備
IV 個人の尊厳の確立	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) セクシュアル・ハラスメント防止対策の推進
	8 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり

第3次計画の施策体系(案)

修正案

基本目標 (4項目)	重点目標 (9項目)	施策の方向性 (23項目)
I 男女共同参画社会づくりに向けた慣行の見直しと意識の改革	1 地域における慣行の見直しと意識の改革	(1) 全県的な広がりを持った広報・啓発活動の展開 (2) 男性や若者にとっての男女共同参画の推進 (3) 男女共同参画に関する情報の収集・提供
	2 男女共同参画に関する教育・学習の推進	(1) 学校教育などにおける男女共同参画に関する教育の推進 (2) 家庭・地域・職場における男女共同参画に関する教育の推進
II ワーク・ライフ・バランスの推進	3 ワーク・ライフ・バランスの理解促進と定着	(1) ワーク・ライフ・バランスの気運の醸成 (2) 企業、団体への取組支援
	4 職場と家庭生活の両立支援	(1) 多様なライフスタイルに対応した子育てや介護の支援 (2) 男女に均等な雇用環境の確保 <small>能力開発(職業訓練)</small>
III あらゆる分野における男女共同参画の推進	5 政策・方針決定過程における女性の参画の推進	(1) 県の政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 市町村、企業、団体等における取組の促進
	6 職場における男女共同参画の推進 <small>新設</small>	人材育成とネットワークづくり <small>新設</small>
	7 地域・農山漁村における男女共同参画の推進	(1) 農林水産業における政策・方針決定過程への女性の参画の推進 (2) 農林水産業等における女性の経済的地位向上の推進 (3) 地域活動における男女共同参画の推進 (4) 防災対策における男女共同参画の推進 (5) だれもが安心して暮らせる環境の整備 <small>(3)から分離</small>
	8 男女間におけるあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の推進
	9 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり
IV 個人の尊厳の確立	7 女性に対するあらゆる暴力の根絶	(1) 配偶者等からの暴力の防止及び被害者の保護などの推進 (2) 性犯罪等への対策の推進 (3) ハラスメント防止対策の推進
	8 生涯を通じた男女の健康づくりの推進	(1) 思春期・若年期における健康づくり (2) 妊娠・出産などに関する健康支援 (3) 中高年期における健康づくり